

風水害（台風など）への備え

～避難所における新型コロナウイルス感染拡大防止対策～

田原市の防災情報は市ホームページ等でもご確認ください / 田原市防災局防災対策課 ☎0531-23-3548

平常時
に確認

- ◎「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスク（浸水害や土砂災害等）や災害時に取るべき行動（自宅における垂直避難を含む。）を事前に確認しておきましょう。
- ◎「避難」とは、「難」を「避」けることです。浸水害や土砂災害などの恐れがなく、自宅の安全確認が可能な場合は必ずしも避難所に行く必要がないことや、安全な親戚や友人宅等へ避難することについて事前に検討・相談しておきましょう。

市民の皆さんへのお願い（事前の準備・検討事項）

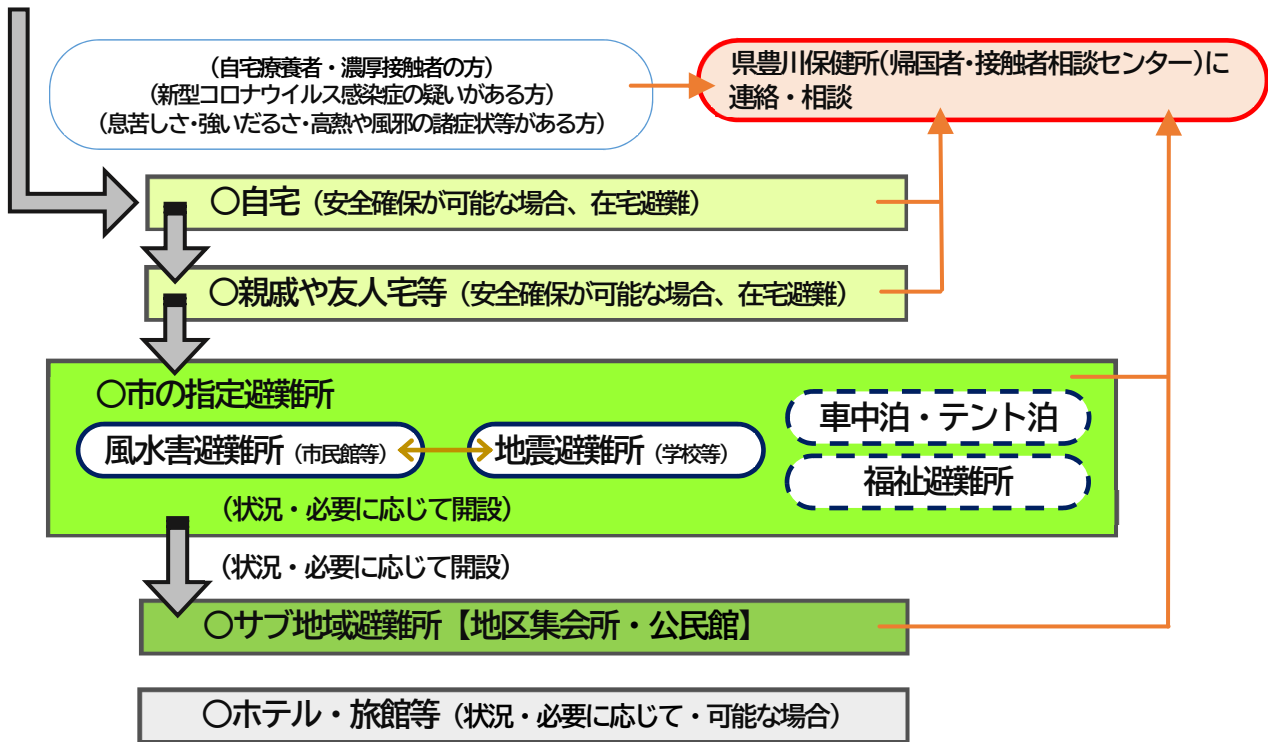
- 指定避難所等への避難時における必要物品の持参
- ◎○指定避難所等への避難時における必要物品の持参
 - ◎避難の際は、必ずマスクを着用してください。
 - ◎避難の際は、非常食や飲料水などに加えてマスク・アルコール消毒液・体温計等自身で必要な物品は持参し、各自で感染症予防対策を徹底してください。
 - ◎今一度、自宅の非常持出袋の中身の確認・補充しておきましょう。
- 避難前に自身の健康状態の確認（帰国者・接触者相談センターへの相談）
 - ◎新型コロナウイルス感染症の疑いがある方及び新型コロナウイルス感染症の軽症者等（自宅療養者・濃厚接触者）の方は、避難所への避難を控え、まずは、愛知県豊川保健所（帰国者・接触者相談センター／☎0533-86-3177）に連絡・相談し、担当者から指示を受けてください。
- 避難所利用者登録票への事前記入・指定避難所等への持参
 - ◎指定避難所の受付における避難者同士の混雑を避けるため、受付時に記入する「避難所利用者登録票」へ可能な範囲で事前記入しておき、避難所へ持参しましょう。
- 指定避難所での感染拡大防止対策・衛生管理の徹底
 - ◎マスクの着用、頻繁な手洗い、大声で話さない、避難者間の距離の確保、清掃や換気の実施など感染症拡大防止対策の徹底（避難所内ルールの順守）をお願いします。
- 指定避難所での体調管理・健康状態の確認
 - ◎避難所への入所時や避難生活中は、定期的な体温測定・健康状態の確認をお願いします。

可能な限り多くの避難所の開設（避難場所の分散化）

- 災害の種別によらない指定避難所の開設
 - ◎状況・必要に応じて、地震避難所・風水害避難所を相互に開設します。（共通事項）
 - ◎開設にあたっては、関係する施設管理者及び地域コミュニティと事前に協議を行います。
- 指定避難所における車中泊・テント泊の開設
 - ◎状況・必要に応じて、施設屋外（グラウンド・駐車場等）における車中泊・テント泊を開設します。
- 指定避難所以外の避難所【サブ地域避難所】の開設
 - ◎指定避難所の状況に応じて、「地区集会所・公民館」を、指定避難所以外の避難所【サブ地域避難所】として開設します。
 - ◎開設にあたっては、関係する地域コミュニティと事前の協議を行い、関係する自主防災会により開設・運営・物資の搬送等を行っていただきます。

新型コロナウイルス感染症の発生・感染期における避難先のイメージ

【災害発生・発生の恐れ】



田原市の防災情報をスマホへお届け！！～安心安全ほっとメールの登録案内～

災害が発生した際、あなたの身を守るのはあなた自身です。
そんなときに必要となる市から発信する防災情報を確実に受け取るための手段として、『田原市安心安全ほっとメール』のご案内です。
自らの身を守るために有益なサービスですので、お持ちの携帯電話・スマートフォンなどに登録をさせていただきますようご案内します。

【お届けする情報】

田原市に関する防災情報、防災行政無線情報、防犯情報 等

【登録方法】

- ①QRコードを読み取るか、
- ②専用アドレス (bousai.tahara-city@raidan.ktaiwork.jp) に空メールを送信してください。

【登録までの流れ】

空メール送信→登録案内受信→必要事項入力して登録→登録完了



〔登録用QRコード〕

『たはら防災クイズ』のご案内

市では、広報たはら(ゆうくんの防災知恵袋)で防災・減災情報をお届けしていますが、新型コロナウイルス感染症の影響で、市民の皆さんに直接お会いしての研修機会が減ってしまっています。
そこで、市ホームページで防災に関するクイズを出題していますので、自らや地域防災力の向上にお役立てください。
防災クイズは、不定期に出題しています。

